

公述内容への対応方針

公述 番号	公述人氏名	意見の要旨及びその理由	対応方針
1	A	<p>【意見の要旨】 各務山の前町地区の市街化区域編入について、時期早計ではないか。</p> <p>【理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 編入区域となっている各務原市立中央中学校は創立から35年経過しているが、その間編入されなかったことについての理由が明らかでない。 2. 市街化区域の編入にあたって、用途地域は準工業地域を予定しているが、今後の土地利用の計画もない状況で、都市計画法の趣旨にそぐわないと考える。 3. 編入区域と隣接する採石場にて、市は、工場の誘致、道路の整備を計画している。整備には数年かかり、その後市街化区域へ編入するものと思われるが、それに合わせて一緒に編入するものであれば、理解できる。 	<p>当該地区は、市街地外縁部に位置し、すでに流通業務施設、学校施設等が立地し、市街地を形成しております。また、今後、各務山での工業団地開発を見据えた都市的土地利用が進むことが考えられることから、今回、市街化区域へ編入し、地区の将来像に相応しい土地利用と適切なまちづくりを誘導してまいります。</p>